

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5 杉選第 346 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 6 年第 28 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和 6 年 9 月 18 日(水)		午前 10 時 00 分から 午前 10 時 30 分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 第 29 号	裁判員候補者の予定者の選定について			決定
	議案 第 30 号	検察審査員候補者予定者の選定について			決定
	報告事項 28 - 1	選挙人名簿の定時登録について			了承
	報告事項 28 - 2	在外選挙人名簿の登録			了承
	報告事項 28 - 3	杉並区選挙管理委員会 選挙人名簿閲覧状況			了承
	報告事項 28 - 4	第 2 回明るい選挙推進協議会(書面開催)			了承
	報告事項 28 - 5	令和 6 年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて			了承
委員長	これから令和 6 年第 28 回の定例会を開催します。				
	<裁判員候補者予定者の選定について>				
委員長	議案第 29 号について事務局から説明をお願いします。				
局長	裁判員候補者の予定者の選定についてです。根拠法令は記載のとおりで、候補予定者の名簿の調製を各自治体の選挙管理委員会が行うことになっており、割当員数は 1,068 人です。選定手順は 9 月定時登録の選挙人名簿のデータから公職選挙法第 11 条若しくは同法 252 条又は政治資金規正法第 28 条に規定により選挙権を有しなくなった者を除き、名簿管理システムにて選定します。なお、選定終了後、各委員には選定録に署名をいただきます。選定された者は、裁判員候補者予定者名簿を作成し、東京地方裁判所に送付します。説明は以上です。それでは委員長選定をお願いします。				
	委員長選定				
	1,068 人の選定終了。				

	＜検察審査員候補者予定者の選定について＞
委員長	議案第 30 号について事務局から説明をお願いします。
局長	検察審査員候補者予定者の選定ですが、根拠法令は検察審査会法第 10 条で、東京第一検察審査会から東京第六検察審査会まで第一群から第六群まであり、各審査会 23 人を選定し、杉並区では合計 138 人の割当員数となっています。9 月の選挙人名簿定時登録のデータを使用し、公職選挙法 11 条若しくは同法 252 条又は政治資金規制法第 28 条により選挙権を有しなくなった者を除き名簿管理システムにて選定します。なお、裁判員の選定同様、選定終了後に各委員には選定録に署名をいただきます。選定された者は、検察審査員候補者予定者名簿を作成し、東京第一検察審査会事務局に送付します。選定は東京第一審査会から第六審査会まで 6 回行います。説明は以上です。それでは委員長選定をお願いします。
	委員長選定
	138 人の選定終了。
委員長	裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の選定が終わりました。質問はありませんか。無いようでしたら決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
局長	それでは、裁判員候補者予定者の選定録及び検察審査員候補者予定者の選定録に署名願います。
	＜選挙人名簿の定時登録・在外選挙人名簿の登録について＞
委員長	報告事項 28 - 1 及び 28 - 2 について事務局から説明をお願いします。
局長	報告事項 28 - 1 は 9 月の定時登録です。根拠法令、基準日及び登録日は記載のとおりです。登録者数は別紙 1 にあるように 488, 314 人です。新規登録者数は 11, 038 人、抹消者数は 9, 714 人です。直接請求に関する法定数については別紙 2 のとおりで、9 月 2 日に告示を行っております。なお、本告示の内容について、別紙 3 のとおり杉並区長宛に通知しており、また、別紙 4 のとおり東京都選挙管理委員会委員長宛に在外選挙人名簿の数を合わせて通知しています。続きまして、報告事項 28 - 2 の在外選挙人名簿の登録ですが、根拠法令は記載のとおりで、登録日は定時登録と同様の 9 月 2 日です。新規登録者は 13 名で、内訳は男性 8 名、女性 5 名です。登録を行わなかった旨の通知者は 1 名です。今回の抹消者は 30 名で内訳は男性 23 名、女性 7 名です。最終住所地による登録者数、本籍地による登録者数は一覧のとおりです。なお、前回の登録者数と今回の登録者数の差はマイナス 17 名です。説明は以上です。
委員長	質問はありませんか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜杉並区選挙管理委員会 選挙人名簿抄本等閲覧状況＞
委員長	報告事項 28 - 3 について事務局から説明をお願いします。
局長	選挙人名簿抄本等閲覧状況の報告です。既に区のホームページにはアップしています。6 月 1 日から 8 月 31 日までの実績で、閲覧申出者数は 29 人閲覧件数は 14, 816 件となります。閲覧者については資料記載のとおりです。利用目的は選挙、政治活動の他、世論調査といったものがあります。説明は以上です。

委員長	質問はありますか。無いようでしたら了承でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜第2回明るい選挙推進協議会(書面開催)＞
委員長	報告事項28-4について事務局から説明をお願いします。
局長	第2回明るい選挙推進協議会ですが、台風11号の接近を受け、8月30日付で書面開催を行う旨通知しています。資料1 東京都知事選挙の結果、啓発事業の報告、投票管理者・立会人アンケート集計結果、期日前投票管理者・立会人、指定施設外部立会人のアンケート結果を送付しています。また、資料4で上半期選挙常時啓発事業報告、資料5で下半期選挙常時啓発事業計画(案)を合わせて送付し、特に意見等無く了承されました。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。
職務代理	管理者・立会人等のアンケートについて、選挙管理委員会としての回答は出すのですか。
局長	直ちに対応できるものと、予算の関係で直ちにできないものがあります。次回の推進協議会で回答できるものがあれば回答していきます。
職務代理	アンケートを取ったのですから、出来ること、出来ないことをしっかり答えていくべきと考えます。
与島委員	前回の明るい選挙推進委員協議会で、アンケート調査の結果をその後どのようにしていったかを知りたいといった意見があったと思います。年度途中で報告してはどうですか。最後の会議だと年度が切り替わり、新しい委員に代る場合もあります。1枚の紙にまとめて年度内に報告してはどうですか。直ちにできるものは実行すれば良いし、予算の伴うものは直ぐには対応できませんといった内容で回答しても良いと考えます。
職務代理	アンケートを書いた方への思いを酌むことも必要と考えます。そうすることにより、アンケートを取った意義もあるのではと考えます。
局長	回答できるものについてはできる限り回答していきたいと考えます。
委員長	ほかに質問はないですか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて＞
委員長	報告事項28-5について事務局から説明をお願いします。
局長	「令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて」です。応募総数は259点で、一次審査を明るい選挙推進委員の中の運営委員8名で行い、入選候補作品33点、努力賞16点を選定しました。入選候補作品、努力賞の各部の内訳は記載のとおりです。二次審査については定例会終了後、選挙管理委員会委員も加わり審査を行います。選出は五賞(協議会会長賞、委員長賞、区長賞、教育長賞、区議会議長賞)を小・中学生の部より各1点選定し、各賞を決定します。小学校の部の入選・佳作は五賞以外の10点を佳作とします。中学校の部の入選・佳作は五賞以外の作品より、入選を3点、残りの10点を佳作とします。なお、学校協力校は、東京都協力校を公立の小・中学校から各1校、私立中学校から1校を選定し、杉並区協力校を小・中学校から各1校選定します。続きまして、二次審査要領ですが、審査基準及び審査方法は記載のとおりです。各賞ですが、協議会会長賞は明るい選挙推進協

局長	議会会長、委員長賞は選挙管理委員会委員長、区長賞は小井委員、教育長賞は与島委員、区議会議長賞は今井職務代理に行ってもらいます。次に学校協力校ですが事務局の案をお示しします。東京都協力校について、私立は国学院久我山中学校、小学校では井荻小学校、中学校は神明中学校を選定します。次に、杉並区協力校について、小学校の部については杉並第一小学校、中学校の部は東田中学校を選定しました。説明は以上です。
委員長	質問はありませんか。
職務代理	協力校についてはどのように決めているのですか。
局長	応募数を参考に決めています。
委員長	どの学年が多いのですか。
主査	中学生については部活があるのでまとまった数の出展があります。なお、小学生については宿題が出され、好きなコンクールに出すといった仕組みで行っているようです。
小井委員	中学校は、先生と生徒が主体的に動いていますが、小学校は親が積極的になっています。
職務代理	選挙権に一番近い高校生の応募が欲しいですね。
局長	主権者教育でもう少し力を入れたいところですが、先生の協力が不可欠で、今後は先生に対するアプローチを強化して行こうと考えています。
委員長	ほかに質問はないですか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	それでは第28回定例会を終了します。

回 議	局長	次長	主査	作成者	第28回定例会 令和6年9月18日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。